

舞鶴市ホームページ及び広報紙への広告掲載に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、舞鶴市の自主財源を確保し、もって市民サービスの向上と地域経済の活性化に資するため、舞鶴市ホームページ及び広報紙への民間事業者等の広告の掲載(以下「広告掲載」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告主の範囲)

第 2 条 広告掲載をできる者(以下「広告主」という。)は、舞鶴市内に店舗、工場、事業所、事務所等を有する法人、事業を営む個人その他の者で、市長が認めるものとする。ただし、市税を滞納している者を除く。

(広告の範囲)

第 3 条 広告の内容又は舞鶴市ホームページに掲載する広告(以下「ホームページ広告」という。)がリンクするホームページ(以下「リンク先ホームページ」という。)の内容が次の各号のいずれかに該当する広告は、舞鶴市ホームページ及び広報紙には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 人権侵害に当たるもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 個人又は団体の意見広告及び名刺広告
- (7) 社会問題についての主義主張及び係争中の声明広告に関するもの
- (8) 公衆を不快にし、又は公衆に危害を加えるおそれのあるもの

2 前項に定めるもののほか舞鶴市ホームページ及び広報紙に掲載しない広告は、市長が別に定める。

(広告の内容)

第4条 広告の内容は、広告主が行う事業に関する内容とする。

2 リンクするホームページの内容は、ホームページ広告の内容に関連するものでなければならない。

(広告主の責務)

第5条 広告主は、広告の内容、リンク先ホームページの内容その他当該広告に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 広告の掲載希望者の募集は、舞鶴市ホームページ又は広報紙への掲載その他の市長が定める方法により、行うものとする。

(申込み及び決定)

第7条 広告掲載を希望する者は、舞鶴市ホームページ・広報紙広告掲載申込書(様式第1号)に、広告の画像データ(以下「広告画像」という。)及び市税の納税証明書を添えて提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された申込書、広告画像及びリンク先ホームページの内容等を審査の上、広告掲載の適否を決定し、その旨を舞鶴市ホームページ・広報紙広告掲載決定通知書(様式第2号)により、当該申込者に通知するものとする。

(広告掲載の位置及び掲載数)

第8条 ホームページ広告は、舞鶴市ホームページのトップページに掲載するものとし、その数は12枠以内とする。

2 広報紙に掲載する広告(以下「広報紙広告」という。)は、市長が指定する位置に掲載するものとし、その数は広報紙1ページにつき2枠以内とする。

3 1の広告主が同時に掲載できる広告の数は、ホームページ広告及び広報紙広告それぞれ1枠までとする。ただし、広報紙広告にあっては、1の広告主が、連続する2枠に1の広告を掲載することができるものとする。

(広告画像の規格)

第9条 ホームページ広告の広告画像の規格は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大きさ 縦50ピクセル×横160ピクセル

(2) ファイル形式 JPEG、GIF 又は PNG

(3) ファイルのデータサイズ 8キロバイト以下

2 広報紙広告の広告画像の規格は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 大きさ 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める大きさ

ア 1 枠に掲載するもの 縦 60 ミリメートル×横 90 ミリメートル

イ 2 枠に掲載するもの 縦 60 ミリメートル×横 180 ミリメートル

(2) ファイル形式 AI、EPS、JPEG 又は BMP

(3) ファイルのデータサイズ 第 1 号アに掲げるものにあつては 500 キロバイト以下、同号イに掲げるものにあつては 1 メガバイト以下

(4) 解像度 350 ドットパーインチ以上

3 前 2 項に定めるもののほか広告画像の規格に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(広告の内容の変更)

第 10 条 広告主は、広告の内容又はリンク先ホームページを変更しようとするときは、舞鶴市ホームページ・広報紙広告掲載変更申込書(様式第 3 号)に、当該変更しようとする広告画像等をホームページ広告にあつては変更予定日の 10 日前まで、広報紙広告にあつては広報紙の発行日の 40 日前までに市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更を除く。

(広告掲載の取りやめ)

第 11 条 広告主は、舞鶴市ホームページ・広報紙広告掲載取りやめ申出書(様式第 4 号)により、広告掲載の取りやめを申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出があつたときは、当該広告を削除するものとする。

(広告掲載の取消し)

第 12 条 市長は、広告又はリンク先ホームページが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認めるとき。

(2) 第 3 条第 2 項に規定する市長が別に定める基準に該当すると認めるとき。

(3) 第 10 条の規定による広告内容の変更の承認を受けずに、又は前条第 1 項の規定による広告掲載の取りやめの申出を行わずに当該リンク先ホームページの内容

を変更したとき又は当該リンク先ホームページがなくなったとき。

(4) 第14条の規定による広告の掲載料を指定する期日までに納付しないとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の取消しを行ったときは、舞鶴市ホームページ・広報紙広告掲載取消決定通知書(様式第5号)により、広告主に通知するものとする。

(広告の掲載)

第13条 ホームページ広告の掲載は、次のとおり行うものとする。

(1) 広告の掲載は、月の初日に行うものとする。

(2) 広告の掲載期間は、広告主が希望する月数とする。ただし、複数の年度にわたる掲載は行わない。

(3) 広告の掲載期間は、中断できない。

2 広報紙広告の掲載は、次のとおり行うものとする。

(1) 広告は、広報紙の各月1日号に掲載するものとする。

(2) 広告の掲載は、広告主が希望する月に行うものとする。ただし、複数の年度にわたる掲載は行わない。

(広告掲載料)

第14条 ホームページ広告の掲載料の額は、1枠につき月額5,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

2 広報紙広告の掲載料の額は、1枠に掲載するものにあつては1月の掲載につき12,500円(消費税及び地方消費税を含む。)、2枠に掲載するものにあつては1月の掲載につき25,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(広告掲載料の還付)

第15条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める広告掲載料を還付する。

(1) 広告主の責めに帰さない理由により、広告掲載ができなかった場合 ホームページ広告にあつては当該広告掲載ができなかった日(その日が1日未満である日を除く。)を日割により算定した額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てた額とする。以下同じ。)、広報紙広告にあつては当該広告掲載ができなかった月の広告掲載料

(2) 第 11 条第 1 項の規定による広告掲載の取りやめの申出があった場合 ホームページ広告にあっては現に当該広告を削除した日の属する月のうち、当該削除した日の翌日から同月末日までの間に相当する広告掲載料を日割により算定した額及び同月の翌月の初日から掲載予定月の末日までの広告掲載料の合計額  
広報紙広告にあっては当該取りやめの申出があった月の広告掲載料  
(権利譲渡等の禁止)

第 16 条 広告主は、広告掲載の権利を譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りではない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。ただし、広報紙広告の掲載の申込みに係る手続きについては、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

様式第 1 号(第 7 条関係)

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

申請者 住 所  
名 称  
代表者名 印

舞鶴市ホームページ・広報紙広告掲載申込書

次のとおり、舞鶴市（ホームページ・広報紙）への広告掲載を申し込みます。

業種			
リンク先ホームページ URL（ホームページのみ）			
広告掲載希望期間			
担当部署 氏名	電話		
	ファクス		
	Eメール		
添付書類等	市税の納税証明書 広告の画像データ		

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

様

舞鶴市長 印

舞鶴市ホームページ・広報紙広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった舞鶴市（ホームページ・広報紙）への広告掲載について、次のとおり決定（却下）したので通知します。

決定区分	掲載可 ・ 掲載不可
決定理由	
掲載期間	

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

申請者 住所  
名称  
代表者名 印

舞鶴市ホームページ・広報紙広告掲載変更申請書

現在掲載している広告について、次のとおり変更を申し込みます。

業 種			
変 更 日	年 月 日		
変更の内容及び 変更理由			
担当部署 氏名		電話	
		ファクス	
		Eメール	

様式第 4 号(第 11 条関係)

年 月 日

(宛先) 舞鶴市長

申請者 住 所  
名 称  
代表者名 印

舞鶴市ホームページ・広報紙広告掲載取りやめ申出書

次のとおり、舞鶴市（ホームページ・広報紙）への広告掲載の取りやめを申し出ます。

ホームページ広告掲載取りやめ希望日	年 月 日		
広報紙広告掲載取りやめ希望月	月		
担当部署 氏名	電話		
	ファクス		
	Eメール		

様式第 5 号(第 12 条関係)

年 月 日

様

舞鶴市長 印

舞鶴市ホームページ・広報紙広告掲載取消決定通知書

年 月 日付けで通知した舞鶴市（ホームページ・広報紙）への  
広告掲載について、次のとおり取消しを決定したので通知します。

広告主	(名 称) (代表者氏名)
取消年月日	年 月 日
取消理由	